

香川県条例第30号

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

香川県警察職員定数条例（昭和29年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 略	第2条 警察官の定数は、次のとおりとする。
警 視 84人	警 視 84人
警 部 170人	警 部 170人
警 部 補 <u>503人</u>	警 部 補 <u>501人</u>
巡査部長 <u>520人</u>	巡査部長 <u>518人</u>
巡 査 <u>553人</u>	巡 査 <u>550人</u>
計 <u>1,830人</u>	計 <u>1,823人</u>
2～4 略	2～4 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。